

様式1 厚木市報道資料		発 信 日
 (制度、その他一般等)		令和7年4月22日
視覚障がい者遠隔サポートシステムの導入について		
1	概 要	スマートフォン（アイフォーン）の専用アプリ（アイコサポート）を活用し、専門オペレーターが要援護者に対してカメラから取得した視覚情報を音声情報として提供する「視覚障がい者遠隔サポートシステム」を5月1日から提供します。本システムの導入は、県内では初めて、全国では3例目となります。 【活用例】 外出前の身だしなみチェック、目的地までの道案内、書類の確認・読み上げ、買い物のサポート
2	目 的	視覚障がい者が受け取ることのできない視覚情報を音声情報として提供することで、視覚障がい者の社会参加や生活の質の向上を図ります。
3	背 景	・視覚障がい者の外出支援サービスでは、ガイドが本人に同行して移動に必要な情報の提供や代読、代筆などを支援する「同行援護」を行っていますが、ガイドの不足や事前予約が必要といった課題がありました。
4	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違いなど	・予約が必要な同行支援と違い、視覚障がい者はスマートフォンを使って必要な時に視覚情報を音声情報として受け取ることができます。 ・市役所本庁舎と第二庁舎をアイコサポートフリーエリアに設定します（県内初）。アイコサポートフリーエリアは、アイコサポートを提供する「プライムアシスタンス」と契約する企業や自治体を提供するエリア内で誰でも無料で利用できるサービス。現在、日本点字図書館（東京都新宿区）、日本ライトハウス情報文化センター（大阪市）、神戸アイセンター（神戸市）の3施設、鳥取県全域が設定されています。
5	予 算	528,000 円
6	他市の状況	県内初、全国3例目（鹿児島県阿久根市、鳥取県）
7	添付資料	ちらし
8	本資料の問合せ先	部課名 市民福祉部障がい福祉課（課長 佐藤 孝栄）
		電話 （046）225－2246

厚木市視覚障がい者遠隔サポートシステム

遠隔のコンタクトセンターにいるオペレーターが視覚情報をサポートする
「厚木市視覚障がい者遠隔サポートシステム」を無料で利用できます。



【サービス活用例】 必要となったとき、その場でご利用いただけます。

- 建物の近くまで来たが入口がわからないとき
- 書類の確認
- 外出前の身だしなみをチェック
- 自動販売機の利用やショッピングのサポート・読み上げ



【申請方法】

①申請書提出

【対象者】 厚木市内在住で18歳以上の

代読、外出等の支援を必要とする視覚障がい者

※身体障害者手帳所持の厚木市援護者に限る。

【申請方法】 「厚木市視覚障がい者遠隔サポートシステム利用申請書」を提出。

(提出先: 厚木市障がい福祉課)

(窓口・郵送・電子メール・FAXいずれも可)

②ID・パスワードを交付

申請書を審査し、利用を認められた方にID・パスワードを交付します。

詳細は、市ホームページを御確認ください。

また、御不明な点は、お問い合わせください。



【問合せ】〒243-8511 厚木市中町3-17-17(厚木市役所第二庁舎1階)

障がい福祉課 障がい福祉係

電話: 046-225-2221 FAX: 046-224-0229

E-mail: 2100@city.atsugi.kanagawa.jp

③利用開始

【利用方法】御本人様のスマートフォンに「アイコサポート」アプリを App Store からダウンロード。「位置情報」「カメラ」「マイクへのアクセス」の設定を「許可」または「アプリ使用中は許可」を選択。

【利用環境】iPhone(事業者が定める iOS バージョン)でのみ使用可能。

【利用時間等】午前9時から午後9時まで。月2時間を上限(延長不可)。

【その他】申請内容(氏名・住所等)は厚木市から事業者を提供し、システムに登録させていただきます。

アイコサポートの機能

スマートフォンのGPS位置情報、カメラ映像がオペレーターに共有されます

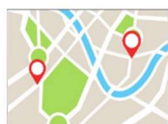
※iPhoneのみでご提供です



シンプルな操作性



機能1. スマホカメラ映像から視覚情報を取得



機能2. GPS位置情報から現在地を特定

市から交付された ID・パスワードを入力
(初回利用時のみ)



④その他注意事項

1 変更(停止)届について

次のいずれかに該当するときは、変更(停止)届出書の提出をお願いします。

- (1) 申請内容に変更があったとき
- (2) 死亡又は転出したとき。
- (3) 厚木市が援護の実施者でなくなったとき。
- (4) 厚木市視覚障がい者遠隔サポートシステムを利用しなくなったとき。
- (5) その他規定する要件を満たさなくなったとき。

2 利用停止について

次に掲げる場合には、利用を停止させていただきますので、御承知おきください。

- (1) 6箇月利用がない場合
- (2) 上記の(2)から(5)に該当するにもかかわらず、届出がない場合

3 利用制限について

利用できるのは、日本国内のみとなります。ただし、次に掲げる場所又は場合においては、利用ができませんので御注意ください。

- (1) 駅のプラットフォーム
- (2) 第三者のプライバシーを侵害する可能性がある場所
- (3) 携帯及びスマートフォンの利用が禁止されている場所
- (4) 荒天時の屋外、夜間の光量不足等によりカメラの映像が不鮮明な場所
- (5) 飲酒等により、安全確保又は意思疎通に支障があると事業者が判断した場合
- (6) 事業者が定める利用規約に違反している場合
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、安全上、技術上その他の観点から、サービスの利用が不適切であると事業者が判断した場合

